

京都市精神医療審査会運営規程

(趣旨)

第1条 京都市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営規程については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(審査会)

第2条 審査会は、個別の案件を審査する合議体（以下「部会」という。）を構成する委員を定める。

2 審査会は、委員の事故等の場合に備え、部会を構成する予備的な委員（以下「予備委員」という。）を、あらかじめ他の部会の委員（部会を構成しない委員を含む。）のうちから定めるものとする。

3 審査会は、各部会の状況に応じて、部会を構成しない委員を部会での審査の前提となる意見聴取や診察を行うための予備委員として置くことができるものとする。予備委員として審査会から推薦を受けた精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の4第3項に規定する公務への協力義務を踏まえ、可能な限り予備委員に就任し、協力するよう努めるものとする。

(部会)

第3条 審査会に、2つの部会を設置する。

2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、その部会の事務を掌握する。

4 部会長が欠席した場合は、副部会長がその職務を代理する。

5 部会長、副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

6 個別の案件の審査に関しては、原則として、個々の部会において取り扱うものとする。

7 審査を取り扱った部会においては決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。

8 部会は、原則として毎月1回開催する。

(部会の定足数)

第4条 部会は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及び法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ1人出席すれば議事を開き、議決することができる。

(部会の議決)

第5条 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、次の部会にお

いて引続き審査を行うものとする。

(関係者の排除)

第6条 部会を構成する委員（以下「委員」という。）が、次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係る議決に加わることができない。

- (1) 委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）の病院関係者であるとき。ここで病院関係者とは、当該患者の入院先病院に勤務する者（非常勤を含む。）をいう。
- (2) 委員が、当該審査に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った精神保健指定医）であるとき。
- (3) 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
- (4) 委員が、当該患者の配偶者若しくは3親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

2 委員は、前項に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

(補欠の委員の任期)

第7条 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審査の公開等)

第8条 部会の審査は非公開とする。ただし、退院等の請求において、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が審査時に意見を述べるうえで必要とするときは、京都市個人情報保護条例第8条第1項第2号に基づき、資料の提供を行う。

2 市長に審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については、京都市公文書の公開に関する条例に基づき公開することができる。

(事務)

第9条 審査会の事務は、こころの健康増進センターにおいて行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。